

	件名	市民の声（要旨）	市の回答（要旨）	所管課等	受付日	回答日
1	小学校の市旗・校旗の購入（再質問）	小学校に掲揚してある市旗・校旗等を交換して欲しいと意見を述べさせていただきましたところ「4月に購入を行う予定」と回答をいただきました。 本日「令和8年6月1日（月）」現在、未だ小学校に市旗等が交付されていません。そこで、再質問なのですが、回答にありました、「購入を予定」とはどのような意味なのでしょう。誠に恐れ入りますが、下記項目ごとの回答をお願いいたします。 記 ① 旗購入の予算は新年度予算なのか昨年度予算なのかを教えて欲しいです。 推察するに ア 所内での稟議、予算の確保、仕様書の作成。 イ 業者の選定、随意、入札、見積もり合わせ等による契約の締結。 ウ 業者の決定・注文。 エ 商品の引き渡し。 オ 学校に配布。 以上の事務手続きのなるのではないかと推察します。 ② 業者に発注したのか否か。 ③ 概ねで結構ですので、学校に届けるのはいつごろになるのか教えて欲しいです。 ④ 市旗・校旗は備品なのか消耗品なのか、備品であるのであれば備品台帳等があり、管理されているものと思料します。管理はどのようになっているのかも併せて教えて欲しいです。 以上4点よろしくをお願いします。	① 新年度（令和8年度）予算からの執行となります。事務手続きについては、ご記載のとおりです。 ② 6月2日に業者へ発注済みです。 ③ 6月中に小学校へ納品予定になります。 ④ 「市旗」及び「校旗」は、備品です。学校にて備品登録及び管理をしています。経年劣化により新しいものが必要な場合は、学校より教育総務課へ購入依頼をします。その後、教育総務課にて購入に係る手続きを行います。事務手続きについては、ご記載のとおりとなります。	教育総務課	R8. 6. 2	R8. 6. 3
2	古民家を活用した事業の情報収集	青写真の段階ですが、空家を借り起業を検討しています。 市として古民家を活用したカフェや店舗などの情報を収集・発信すれば、市民の交流が広がり、まちの活性化に資するのではないのでしょうか。	古民家を利用したカフェ・店舗について、河内長野観光ナビ等により情報発信していますが、更なる発信力の強化のため、掲載企業数の増加を検討します。 空家を利用した起業を検討しているとのことですが、当市として空家の活用は非常に重要な課題であると認識しており、「まちの宝ものの不動産市役所店」という名称で、市内の空家の情報収集、不動産会社との連携等の事業も行っています。また、事業者支援窓口等にて、起業に関する相談対応を行っています。これらについてもご活用ください。	産業観光課	R8. 6. 2	R8. 6. 9
3	竹木の伐採のお願い	旧国道170号線、近鉄長野線向野鉄橋～かすみ荘の手前付近に隣接する場所及び近鉄汐ノ宮駅近くの踏切～外環沿いにある竹がかなり生え通行の妨げになりつつあります。竹木の管理者に伐採を依頼して頂けないのでしょうか。	旧国道170号沿いの竹木が道路に出ていた件で、富田林土木事務所に本件内容をお伝えしたところ、令和8年6月4日に対応し伐採したと報告を受けております。	道路課	R8. 6. 3	R8. 6. 17

4	道路の不法占用	車両を道路にはみ出した状態で駐車をされている市民がいます。角地かつ交差点になっているため、見通しが悪く右左折の安全確認が極めて困難な状態です。また、近隣に幼稚園が所在するため、送迎の車や歩行者の往来も多くあり事故に繋がりがねます。 行政として早急な是正・勧告をしていただきますようお願いします。	河内長野警察署交通指導課に相談したところ、車の止め方が、車庫から一部道路にはみ出して止めていることから、警察の方で指導していただくこととなりました。その後、警察の方から車の止め方で車の持ち主に連絡をし、指導したと報告がありました。	道路課	R8. 6. 5	R8. 6. 5
5	道路上の樹木整備	上原町の旧 170 号線（某企業より水落へちょっと下ったところあたり）南海バスのトラックが、道路にはみ出した枝を切ろうと停車していました。カーブの先の見通しがきかない大変危険な場所に停車しており、警備員の配置もありませんでした。対向車がいたのですが、カーブで対向車が見えず急ブレーキをしました。大変危険な状況でした。枝切り等は市役所が警備員を配置し行うことではないのでしょうか。どちらにせよ警備員（誘導員）の配置は必須だと思います。	ご意見を伺った場所は国道であるため、大阪府富田林土木事務所が所管となります。今回、本市にてご意見をいただきましたことから、市から南海バスへ本件内容を確認したところ、バスの通行に支障があったため、南海バスの職員が緊急で枝切りをしたとのことです。緊急で対応したため、警備員の配置ができなかったとのことです。また、本件内容につきましては、道路管理者である大阪府富田林土木事務所へ情報提供を行いましたので、併せてご報告いたします。	道路課	R8. 6. 8	R8. 6. 12
6	ガードレール	子どもが某施設に通っています。道中、危険な山道なのに、ガードレールがなかったり、古くて腐食している箇所があります。あの道はよく飛ばす車も多いです。歩道もないのにバスもよく通ります。安全衛生センターがあり、他府県から車で来る人も多いです。転落事故になる前にガードレールの設置を希望します。	国道 310 号線であり、大阪府富田林土木事務所の管轄となります。富田林土木事務所に、ガードレールの設置希望があったことをお伝えいたします。	道路課	R8. 6. 10	R8. 6. 26
7	宗教行事に関する確認等	【 1 行政判断の矛盾について】 4 月 3 日付回答では、「20 歳未満の者への酒類の手渡し行為を一般的に許容する趣旨ではない」と明記されていました。 しかし 4 月 26 日付回答では、『20 歳未満の者への酒類の手渡し行為を一般的には許容しない』という立場を表明したものではありません」と述べられています。 さらに最終回答では、「一般的に許容したものでも、一般的に許容しないものでもない」とされています。 すなわち、市民交流センターは （1）一般的には許容しない → （2）一般的には許容しないと言ったわけではない → （3）どちらでもないという、相互に矛盾する三つの立場を示されています。行政判断において「一般的に許容する／しない」の二分を超える第三の立場は存在せず、「どちらでもない」という整理は論理的に成立しません。 この矛盾を市としてどのように整理されているのか、正式なご説明をお願いいたします。 【 2 公序良俗判断の欠落について】	今回を含むこれまでのお問い合わせは、いずれも 4 月 2 日の市立市民交流センターの施設使用許可に関し、申出者様のご意見・ご見解に基づくものです。 これまでの一連のお問い合わせとそれに対する回答を通じて、上記使用許可に対する本市の見解は、これまで回答してきたとおりであり、5 月 6 日付けの最終回答で、本市の見解を総括して回答申し上げた次第です。 本市としては回答を尽くしたものと認識しておりますので、上記の使用許可に対する申出者様の同趣旨のお問い合わせに関しましては、改めてお答えすることはいたしかねます。 いただいたご意見については、記録として承り、必要に応じて今後の当課の参考として取り扱わせていただきます。	社会教育第 1 課	R8. 6. 12	R8. 7. 4

		最終回答では、判断の核心を「供与の要件に該当するか否か」の一点に集約されています。しかし、公序良俗判断は違法性とは別概念であり、行政実務では“おそれ”に基づき判断するのが原則です。未成年者への酒類手渡し行為について、市としては公序良俗に反するおそれが一切ないと判断されているのでしょうか。 【3 未成年者保護法制の趣旨の誤認について】 最終回答では、「客観的根拠や事実なく、虚偽説明の可能性まで想定することは相当でない」とされていますが、・未成年者が意図的にラップを外す可能性・外部から飲用目的の有無を判断できない点これらは「客観的根拠に反する」どころか、未成年者保護法制が想定している典型的リスクです。この点について、市民交流センターは回答しておらず、市として未成年者が飲酒するリスクをなぜ判断過程で考慮されなかったのか、その理由をご説明ください。 【4 「すべて個別判断」とする運用の妥当性について】 最終回答では、「特定の行事類型について一律に許可・不許可とする方針を定めることは相当でない」とされています。しかし、公共施設の管理運営においては、公序良俗・未成年者保護に関する“一般的基準”を設けることが行政実務の原則であり、「すべて個別判断」とする運用は、判断の恣意性・公平性・予見可能性の観点から行政裁量の逸脱・濫用に該当するおそれがあります。特に「未成年者への酒類手渡し行為」は宗教行事に限らず、あらゆる行事に共通する一般的な公序良俗問題であり、一般論としての可否を示さず“すべて個別判断”とすることは行政判断として成立しません。 この点について、市としての正式な整理をお願いいたします。 以上、本件は市民交流センターの判断内容の適否を問うものですので、上位部局からの正式回答をお願いいたします。				
8	改葬許可申請の手続	墓じまいのため改葬したいと考えています。本市ホームページを参照し「改葬許可申請書」を確認しました。自身が遠方のため、あらかじめ記入方法や必要枚数など手続きの詳細を教えてください。	・2名の遺骨を改葬される場合、申請書は2枚必要となります。 ・埋葬されている墓地で、申請書下部の証明を先にいただく必要があります。 ・申請書の記入方法。（口頭にて概要説明。） ・申請書の完成後、市役所へ来庁不可の場合は郵送請求も可能です。 ・郵送請求時は、「①返信用封筒、②本人確認書類のコピー、③不備発生時に連絡を行えるように電話番号を記載したメモ」の同封をお願いします。	市民窓口課	R8. 6. 17	R8. 6. 17

9	保険医療課職員による意図的な制度隠蔽と不当な窓口対応に関する告発、および令和7年度国民健康保険料の職権更正（還付）の要求	国民健康保険料の減額について相談しましたが、減額手続きについて職員が意図的に手続きの案内を行わなかったため、減額されませんでした。 職員の不正によるものですので、遡及して令和7年度国民健康保険料の更正を行い、支払い済みの国民健康保険料を還付してください。	令和7年度国民健康保険料について、非自発的失業者軽減の届出に基づき、正しく5割軽減が適用されていること、現行の政令軽減基準に基づく、これ以上の軽減率変更は行えません。 また、その他の減額手続きとして所得減少による減免申請を案内しています。減免申請は提出書類を審査し決定するものですが、申請されていないため、適用となっていません。	保険医療課	R8. 6. 18	R8. 6. 19
10	清見台外周の木の根元	倒木しないかチェックしてほしいです。	現地を確認し、その後、街路樹等の管理を委託している公園緑化協会にも確認を依頼し木を切ってもらうように依頼しました。	道路課	R8. 6. 22	R8. 7. 8
11	行政放送	行政放送が、窓を開けていても遠くて聞こえにくいです。以前のようにLINEでも知らせて欲しいです。	防災行政無線が聞き取りづらいことについて、ご心配させてしまい、申し訳ございません。 現在も防災行政無線から放送を行った際は、LINEだけでなく、XやFacebook、HPなどでも同内容を配信しております。 このため、放送を聞き取りにくかった場合でも、LINEなどのSNSやHPで情報をご確認いただけます。また、放送内容と同内容を災害テレホン（0120-047-714）でも通話料無料でご確認いただけます。 今後も、皆様に、より確実に情報が届くよう努めてまいります。	危機管理課	R8. 6. 27	R8. 7. 7
12	出入口の開閉時刻等	① 出入口の開閉時刻を表示してください。 ② 意見・提案提出用紙を筆記するための椅子を設けてください。	① 出入口の開閉時刻の表示について、貴重なご意見をいただきありがとうございます。 現在、出入口（通用口を除く。）につきましては9時から庁内窓口を開始することから8時30分に開放し、17時30分に窓口を終了することから18時に閉鎖しております。 窓口時間に猶予をもって出入口を開閉していることから、開閉時刻の案内をしておりませんでした。この度頂戴いたしました貴重なご意見から、出入口閉鎖時に設置する看板に出入口の開閉時刻を表示することといたします。 なお、8月3日からは窓口時間の短縮が実施され、窓口が9時から16時30分までとなる兼ね合いにより、出入口の開閉は以下のとおり行われますので、よろしくお願いいたします。 ○東玄関（来庁者駐車場側）、西玄関（バスロータリー側） ・ 8時15分～16時30分 ○南玄関（市民広場側）、中庭出入口、福祉窓口横出入口 ・ 8時15分～17時45分 ② 記載台への椅子設置について、貴重なご意見をいただきありがとうございます。 現在の場所に椅子を置きますと、廊下を通る方々の妨げになってしまうため、すぐに設置することは難しい状況です。ご希望に沿えず申し訳ございません。 なお、1階の市民ホールにある記載台には既に椅子をご用意しておりますので、そちらのご利用もご検討ください。	資産管理課 市民窓口課	R8. 6. 30	R8. 7. 9

※公表している市からの回答内容及び担当課名については、原則回答時点のものであり、現在の状況とは異なる場合がありますのでご了承ください。